

取扱区分：公開

令和7年第4回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和7年4月25日（金）

〔場 所〕 市役所201会議室

令和7年第4回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原 和夫は、令和7年第4回蓮田市農業委員会総会を市役所201会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和7年4月25日（金） 午後2時00分

2 閉会日時 令和7年4月25日（金） 午後5時08分

3 出席委員（14人） ※番号は議席番号

1番 渋谷 悟 2番 爪川 博夫 3番 野口 勇 4番 萩原 和夫
5番 常見 淳 6番 竹内 幸男 7番 杉崎 國昭 8番 山本 寿一
9番 佐野 景子 10番 吉岡 政広 11番 山口 実 12番 齋藤 和久
13番 高橋 建一 14番 本橋 トシエ

4 欠席農業委員（0人）

5 出席推進委員（5人） ※（ ）内は担当地区

（平野）塚本 精一 （平野）甘浦 比呂見 （黒浜）小澤 はつ江 （黒浜）新井 仁
（蓮田）原田 順一

6 欠席推進委員（1人）

（蓮田）増田 雅暢

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農用地利用集積等促進計画について（土地所有者→農林公社）

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案の作成に対する意見について

議案第3号 生産緑地法第17条の2の規定に基づく生産緑地の買取り申出に係るあっせんについて

議案第4号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

議案第5号 農業経営基盤強化促進計画の策定に係る高虫地区地域計画について

議案第6号 農業経営基盤強化促進計画の策定に係る上平野地区地域計画について

議案第7号 農業経営基盤強化促進計画の策定に係る江ヶ崎・黒浜・笹山地区地域計画について

報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告 2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

報告 3 農地法第18条の合意解約申請について

8 出席した職員 農業委員会事務局（4人）、産業振興課（1人）

事務局長 齋藤 欣志
事務局 榎本 聖
事務局 山崎 智也
事務局 田嶋 諒大
産業振興課 三角 尚也

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

それではただ今より、令和7年第4回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。
開会にあたりまして、萩原会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。
よろしくお願いいたします。

（会 長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以後の進行は、会議規則に基づき萩原会長にお願いいたします。

（議 長）

初めに、令和7年3月25日に開催いたしました令和7年第3回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容につきまして確認をさせていただきます。委員の皆様には、議事録（案）を事前に送付させていただいておりますので、議事録（案）の内容を確認していただいていることと存じます。内容に問題がなければ、この場でご署名をいただき、議事録とさせていただきます。

委員の皆様に伺います。何か修正の必要な箇所はございますか。

意見なし。

（議 長）

修正箇所等、無いようですので、ご署名をいただきたいと存じます。

それでは、私の署名に続き、「13番 高橋 建一委員」、「14番 本橋 トシエ委員」お願いいたします。

続きまして、本日の農業委員の出欠状況につきまして、報告いたします。

欠席の委員は無く、全委員に出席をいただいておりますので、本日の総会は成立いたします。

また、推進委員の出席状況でございますが、「増田推進委員」より欠席の連絡がございました。

従いまして、推進委員の出席は、5名となっております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。

「1番 渋谷 悟委員」、「2番 爪川 博夫委員」をお願いいたします。

ただ今から、議事に入ります。

本日の提出議案につきましては、事前に配布させていただきました議案書のとおりでございます。また、報告案件につきましても、議案書のとおりでございます。

よって、農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第1号から議案第7号でございます。また、報告案件は、報告1から報告3でございます。

それでは、順次議題に入らせていただきます

初めに、議案書1ページ、議案第1号「農用地利用集積等促進計画について」でございます。

議案第1号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

【追加議案】番号63、番号64

(議長)

議案第1号、新規設定の番号1から番号64につきましては、事務局からの説明にもありましたように、すべての該当地が所有者から中間管理機構である農林公社に貸し付けるものでございますので、特に問題はない案件と考えております。

そこで、各担当地区の委員の方からの説明は、議案第1号では割愛させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

異議なし。

(議長)

ありがとうございました。事務局より補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

それでは、議案第1号につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。また、本件は、●●委員に關係する案件がございますので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

議案第1号、番号1から番号64につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、番号1から番号64につきましては、承認することといたします。

●●委員は、入室をお願いいたします。

次に議案書11ページ、議案第2号「農用地利用集積等促進計画案の作成に対する意見について」でございます。

議案第2号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

【追加議案】番号2の1筆、番号4の1筆 ※議案第1号で追加した番号63、番号64に対応するもの

(議 長)

次に、議案第2号の番号1から番号14につきましては、関連がございますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

番号1から番号14について、受人は従来からこの土地を利用しており、水稻栽培を行ってまいりました。受人が、現在持っている田と同程度耕作する、あるいは拡張するという事で、この農地を引き受けてくださいました。今までずっと同じ田で耕作してまいりましたので、全く問題ないと考えます。

番号1の受人は、●●●を渡って3区画を耕作し、番号2の受人は、番号1の受人が耕作する隣の1区画を全てやってくれます。●●●●を真っ直ぐ降りて行き、道路の左側の1区画になります。

番号3の受人は、この場所を下りて行き、右側の3つ目の区画を全部やってくれます。

番号4の受人は、●●●●を下りてすぐの右側の区画、約2反をやってくれます。

番号5の受人は、●●●●を渡って2つ目の区画を全部やってくれます。

番号6の受人は、●●●●を下りて、右側3区画目の3枚をやってくれます。

番号7の受人は、番号6の次の田を4枚やってくれます。

その先を番号8の受人が3枚やってくれます。番号8の受人は、●●●●を下り、すぐ右側の1区画と半端なものをやってくれます。

番号9の受入、番号10の受入は、●●●●を下り、左側の1区画を半分ずつやってくれます。

番号11の受人は、●●●●を下り、右側の1区画を全部やってくれます。●●●●の先の排水を渡った西側の1区画です。

私は、●●●●の右側の境の1区画全部をやらせてもらいます。

番号13の受人は、●●●●を下り、真ん中の排水を渡った先の1区画をやってくれます。

番号14の受人は、番号13の左側を現状通りやってくれるそうです。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

番号1から番号14は、地域計画内の中間管理の設定になります。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号1につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号1につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号の番号2につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号2につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号の番号3につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号3につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号の番号4につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号4につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号の番号5につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号5につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号の番号6につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号6につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号の番号7につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号7につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号の番号8につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号8につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号の番号9につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号9につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号の番号10につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号10につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号の番号11につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号11につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号の番号12につきまして、本件は、●●委員に関する案件でございますので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

次に、議案第2号の番号12につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号12につきましては、承認することといたします。●●委員は、入室をお願いいたします。

次に、議案第2号の番号13につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号13につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号の番号14につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号14につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号の番号15につきまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

その右側の新堀土地改良区内の田が、●●●●●●の●●●●さんが相対で作付けしていた田です。法令改正があり農林公社への貸付となりました。特に問題はないと思います。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号15につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号15につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号の番号16につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

先日、受人の方にお話しを伺ったところ、この場所は以前より利用権設定をしておりましたが、今回、更新の時期がきて、本来ならば再設定になるのですが、農林公社を通しての申請になり、新規での申請になったとのことです。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号16につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号16につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号の番号17につきまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

先日、新規就農者である受人の方にお話しを伺いました。この場所も以前から利用権設定をしておりましたが、今回の更新で農林公社を通しての申請になったため、新規での扱いになったとのことです。

番号17の●●●●●●●●—●と●●●●の2筆については、渡人が作業をすることが大変になってきたため、受人が新たに引き受けることにしたそうです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号17につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号17につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号の番号18につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

利用権設定からの変更の申請です。今までも耕作しておりましたので、特に問題はないと思われま

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号18につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号18につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号の番号19につきまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

今までは受人のお父様の名義で耕作していたのですが、ご高齢のため受人に代わって契約することとなりました。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号19につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号19につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号の番号20につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

こちらも地域計画内になっております。

(議長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

本件は、●●委員に関係する案件でございますので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号20につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号20につきましては、承認することといたします。

●●委員さん、入室をお願いいたします。

次に議案第2号の番号21につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

また、本件は、●●委員に関係する案件でございますので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

何も問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

こちらも地域計画内になります。

(議長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号21につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号21につきましては、承認することといたします。●●委員は、入室をお願いいたします。

次に、議案第2号の番号22につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

番号22については、住所と場所が混在しております。●●●●という所は、●●の境に●●●●という道路がございます。これを●●の方へ向かって●●●と並行して、●●から●●の方へ向かう農道沿いの通路が●●という所で、昨年まで別の人が使用貸借として契約しておりました。これを地主の方へ返し、受人が耕作するという事で、農林公社を通しての使用貸借となっております。

●●については、●●から●●に向かうバス通りで、●●の信号を右折すると●●●があります。その手前の右側が●●になります。

ここは、以前より受人が使用貸借で借りており、更新の際に農林公社を通しての手続きとなった次第です。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号22につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号22につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号の番号23につきまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

こちら、今までの利用権設定からの変更となりますので、問題はないと思います。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号23につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号23につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号の番号24につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

農地の現況ですが、1区画として利用されています。

渡人は、以前から受人との間で利用権を設定し、貸借が行われていました。今年の4月から農地の貸借は促進計画への位置付けが必要になったということに伴い、改めて促進計画に合わせるよう手続きがなされたものです。

先日、渡人にお話を伺いました。体調不良のため引き続き対象農地を受人にお願いしたいということでした。

また、受人にもお話を伺いました。受人は渡人の希望により、利用権設定の期間を更新しておりましたが、今回は5年間の期間で貸借することになったとのこと。受人の水稻栽培の全体面積は、●●町くらいです。その内、●●地内では、●町くらいになるということです。

受人は●●代後半で、農機具などはトラクターを8～9台所有しているということです。担い手としては申し分ないと考えております。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号24につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号24につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号の番号25につきまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

今までずっと耕作していましたが、利用権設定からの変更の関係で申請に至りました。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号25につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号25につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号の番号26につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

現在、梨の木が2本くらいありますが、空いている所があり勿体ないため、受人が野菜を作りたいということです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号26につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号26につきましては、承認することといたします。
次に、議案第2号の番号27につきまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

渡人は●●地内にお住まいの方で、父親の代から●●●近くの飲食店や、近隣の非農家の方などに畑として貸しておりましたが、借主の死亡などに伴い、一昨年あたりから返却され、渡人自身が管理してきました。渡人は現在●●歳で、現役並みに仕事をしており、対象地に隣接した農地を耕作しておられる受人に相談し貸借が決まったとのことでした。

受人は、水稻栽培や野菜栽培に長年従事され、昨年までは●●●●●●の理事長を務めておられました。対象地は既に耕うんされており、特に問題はございません。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号27につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号27につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号の番号28につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

この案件は12月の農業委員会総会に出されているものの最後の残りになります。

何も問題はないと思いますが、よろしくをお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

こちら地域計画内になります。

(議長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号28につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号28につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号の番号29につきまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

いずれもきれいに耕うんされておりました。

渡人にお話しを伺いました。受人は渡人の姪御さんです。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号29につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号29につきましては、承認することといたします。

ここで、暫時休憩といたします。

— 休 憩 —

(議 長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に議案書 21 ページ、議案第 3 号「生産緑地法第 17 条の 2 の規定に基づく生産緑地の買取り申出に係るあっせんについて」でございます。

それでは、議案第 3 号につきまして、事務局から議案の朗読をいたします。

(事務局) — 議案第 3 号、議案書朗読 —

(議 長)

ただ今の事務局からの朗読につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第 3 号、番号 1 につきまして、農業委員会として、あっせん活動を行うことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第 3 号の番号 1 につきましては、あっせん活動を積極的に行うことといたします。よろしく申し上げます。

次に、議案書 22 ページ、議案第 4 号「令和 7 年度 最適化活動の目標の設定等について」でございます。

議案第 4 号につきまして、事務局から朗読及び内容につきまして説明をいたします。

(事務局) — 議案第 4 号、議案書朗読・説明 —

事前に送付させていただいた資料から変更があり、本日机の上に置かせていただいた議案第 4 号資料を確認いただければと思います。

修正点は細かい数字と、3 ページ目、2-(2) 活動強化月間の設置目標の「取組時期」「取組項目」「内容」について、若干修正させていただきました。

I. 農業委員会の状況については、ご確認ください。

II. 最適化活動の目標の、1. 最適化活動の成果目標については、農地面積、集積面積、集積率を現状として記載しておりますので、ご確認ください。

(1) 農地の集積の②今年度の目標としては、新規集積面積が 32.06 ha になります。

(2) 遊休農地の解消については、現状の遊休農地面積が 77.15 ha となっております。

②目標については、令和 3 年度の調査における面積から目標が設定されております。

次のページの(3)新規参入の促進は、現状と目標を設定させていただいております。

2. 最適化活動の活動目標の（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、昨年度と同様に、1人当たりの活動日数が7日／月を設定させていただいております。

最適化活動の活動日数については、毎月活動記録ノートを提出いただいておりますが、7日／月に設定しておりますので、7日以上活動していただければと思います。

どのような活動が最適化活動になるのかは、活動記録ノートに記載されております。農地パトロール等も含めて最適化活動になりますので、なるべく活動ごとに記載いただきますようお願いいたします。

（2）活動強化月間の設定目標について、5、6、7月はそれぞれ取組を強化する目標を立てておりますので、ノートに記載していただく際に意識して活動いただければと思います。

（3）については、前年度と同様になっております。

何かご質問等あればお願いいたします。

（議 長）

ただ今の事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等、ございますか。

質問・意見なし。

（議 長）

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第4号、「令和7年度 最適化活動の目標の設定等について」につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第4号、「令和7年度 最適化活動の目標の設定等について」につきましては、承認することといたします。

次に議案第5号「農業経営基盤強化促進計画の策定に係る高虫地区地域計画について」でございませう。

ここで、議案第5号の審議にあたり、環境経済部産業振興課の職員は、入室願います。

それでは、議案第5号につきまして、事務局及び産業振興課から説明をいたします。

（事務局）

それでは、本案に関わる提案理由につきましてご説明申し上げます。農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定において、「市町村が地域計画を定めようとするときは、農業委員会に意見を聞かなければならない。」と定められております。

地域計画につきましては、農業委員会に諮り、承認後蓮田市長に意見書を提出することとなっております。また、同法第20条第1項の規定において、「市町村が地域計画を定めようとするときは、農業委員会に対し、地域計画の地図の素案を作成し、市町村に提出するよう求めるものとする。」と定められております。

このため、地域計画の目標地図素案につきましても、農業委員会に諮り、承認後蓮田市長に提出することとなっております。

現在、各地区において、地域計画策定に向けた農業の将来の在り方等を踏まえ協議を重ねていただいているところであります。

高虫地区の地域計画（案）及び目標地図素案が完成いたしました。

つきましては、高虫地区の地域計画に係る意見書及び目標地図素案を市長へ提出したく審議をお願い申し上げるものでございます。

地域計画等の詳細につきましては産業振興課職員よりご説明申し上げます。

（産業振興課）

皆様も既にご承知済のとおり、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法の一部改正による「人・農地プラン」が地域計画と称され法定化されました。それにより、一昨年度より地域計画策定のための勉強会、打合せを設けさせていただきました。委員の皆様からの貴重なご意見と積極的なご参加をいただきましたことを心より感謝申し上げます。

この度は、議案第5号から第7号に渡り、高虫地区、上平野地区、江ヶ崎・黒浜・笹山地区の3地区における地域計画について、皆様にご意見を伺うものでございます。

さて、お手元の資料ですが、「位置図」、「参考様式第5-2号 地域計画案」及び「目標地図案」をご用意しております。

まず、「位置図」につきましては、市内8個所の計画地域図、それから、今回、皆様にご審議をお願いする各地区における地域計画策定の範囲を示した図です。

次に、「地域計画案」ですが、1地域における農業の将来の在り方、2農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、3農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置、4地域内の農業を担う者一覧、5農業支援サービス事業者一覧につきまして地域協議会において検討した結果をまとめております。

最後に、「目標地図案」ですが、将来の耕作者を見据えて耕作者ごとに色分けをしたカラー地図です。協議の場において地域の担い手の皆様と確認して作成しております。

さて、高虫地区につきましては、第1回を令和6年11月28日に、第2回を令和7年2月18日に地域協議会を開催し、皆様のご協力をいただきながら地域計画及び目標地図素案を作成しました。

今後の予定ですが、農業委員会総会のほか、埼玉県農林公社・南彩農協協同組合・見沼代用水土地改良区への意見聴取を行った上で、市ホームページで地域計画の案を公告し、2週間縦覧いたします。

加えて、策定された地域計画の内容につきましては、随時（毎年1回以上）、見直しを図る予定であります。

（議 長）

ただ今の事務局及び産業振興課職員からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第5号につきまして、意見なしに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第5号につきましては、意見なし、といたします。

次に議案第6号「農業経営基盤強化促進計画の策定に係る上平野地区地域計画について」でございます。

それでは、議案第6号につきまして、事務局及び産業振興課から説明をいたします。

(事務局)

本案に関わる提案理由につきましてご説明申し上げます。上平野地区の地域計画(案)及び目標地図素案が完成いたしました。

つきましては、上平野地区の地域計画に係る意見書及び目標地図素案を市長へ提出したく審議をお願い申し上げるものでございます。地域計画等の詳細につきましては産業振興課職員よりご説明申し上げます。

(産業振興課)

上平野地区は、高虫地区と同じ資料をご用意しております。参考資料の面積及び目標の算定については、法律で決まった様式ではなく、計画本文の中に出てくる数字の根拠を参考資料とさせていただきます。

上平野地区目標地図1と、上平野地区目標地図2ということで、カラー地図2枚をご用意しております。資料の説明は先程と同様のため、省略いたします。

上平野地区につきましては、第1回を令和7年3月4日に、第2回を令和7年3月28日に地域協議会を開催し、皆様のご協力をいただきながら地域計画及び目標地図素案の作成を実施いたしました。

また、今後の予定ですが、高虫地区と同様に、農業委員会総会のほか、埼玉県農林公社・南彩農協協同組合・見沼代用水土地改良区への意見聴取を行った上で、市ホームページで地域計画の案を公告し、2週間縦覧いたします。

加えて、策定された地域計画の内容につきましては、随時(毎年1回以上)、見直しを図る予定であります。

(議長)

ただ今の事務局及び産業振興課職員からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

(2) 地域農業の現状及び課題で、地域計画策定に向けたアンケート調査の結果が、先程の高虫地区と同じなのですが、各地域へのアンケート調査結果ではなく、蓮田市全体の調査結果なのでしょうか。

(事務局)

上平野地区の1地域における農業の将来の在り方、(2)地域農業の現状及び課題の5行目、地域計画策定に向けたアンケート調査の所で、結果の数字が高虫地区と同様ということへのご指摘です。蓮田市全体に対しての結果かというご質問ですが、その通りです。

(委員)

それぞれの地区がホームページに掲載される場合、根拠となるアンケート調査が分かるように記載した方がよいのではないのでしょうか。ある地域の地域計画の策定のためのアンケートというように見えたため、誤解を生むような気がします。ご検討いただければと思います。

(事務局)

農業委員会の回答として、誤解を生まないような表現を検討してほしい、という内容でご意見を回答させていただくような形でよろしいでしょうか。

(委員)

3つの地域全部の課題が同じであれば、蓮田市で同じ課題だということが分かるのですが、1か所は全く違うことが書いてあり、2か所が同じなので、表現方法を工夫した方がよいかもかもしれません。

(議長)

他に何かございますか。

(委員)

高虫地区の現状と目標の面積が違うように見えるのですが。

(産業振興課)

地域計画における現状と目標の面積に関して、利用権設定や中間管理で把握しているものについては、現状の方に面積を載せています。相對貸しのような確認できないものについては、今後の目標の10年間に中間管理がなされるという意味合いを込めて、目標の方に入れております。

(委員)

高虫の方は2枚の地図あり、Aが●●さんですが、2枚のAの合計は合っていますか。

(産業振興課)

確認いたします。

(議長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第6号につきまして、計画本文中の表現について、意見ありに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第6号につきましては、意見あり、といたします。

次に議案第7号「農業経営基盤強化促進計画の策定に係る江ヶ崎・笹山・黒浜地区地域計画について」でございます。

それでは、議案第7号につきまして、事務局及び産業振興課から説明をいたします。

(事務局)

こちらにつきましても、江ヶ崎・笹山・黒浜地区の地域計画(案)及び目標地図素案が完成いたしました。

つきましては、江ヶ崎・笹山・黒浜地区の地域計画に係る意見書及び目標地図素案を市長へ提出したく審議をお願い申し上げるものでございます。

地域計画等の詳細につきましても、産業振興課職員よりご説明申し上げます。

(産業振興課)

江ヶ崎・黒浜・笹山地区につきましても、高虫地区・上平野地区と同様の資料をご用意しておりますので、先ほど同様資料の説明は省略いたします。

さて、江ヶ崎・黒浜・笹山地区につきましては、第1回を令和7年1月22日に、第2回を令和7年3月19日に地域協議会を開催し、皆様のご協力をいただきながら地域計画及び目標地図素案の作成を実施いたしました。

また、今後の予定ですが、高虫地区・上平野地区と同様に、農業委員会総会のほか、埼玉県農林公社・南彩農協協同組合・見沼代用水土地改良区への意見聴取を行った上で、市ホームページで地域計画の案を公告し、2週間縦覧いたします。

加えて、策定された地域計画の内容につきましては、随時(毎年1回以上)、見直しを図る予定であります。

(議長)

ただ今の事務局及び産業振興課職員からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

遊休農地に黒い斜線が引いてあるのですが、この部分以外は耕作している、と考えられているのでしょうか。

(産業振興課)

他の地域についても同様ですが、遊休農地については黒い斜線にしており、農業委員の皆様が農地パトロールで示していただいた地図と、協議のために担い手の皆様から教えていただいた状況を基に地図に色を落としております。

斜線以外で着色のない所については、会議の場にご出席いただいている他の方が耕作している所です。

(委員)

分かりました。

(議長)

他に何かございますか。

(委員)

遊休農地については、地域の耕作をしている方はかなり迷惑を被っています。今後、事務局としては、遊休農地の地主に対して何かお考えがあるのかお聞きしたいです。

(事務局)

遊休農地の対応としては、特にひどい所やご意見があった所は、農業委員さんや地域の方からご連絡いただいた後、現地確認をして地主の方々にお手紙やお電話で指導をさせていただいております。

(委員)

地主の方に、市の方から指導されるという旨の話をしてよろしいでしょうか。

(事務局)

地域の細かいことについては、農業委員さんの方が事務局よりも把握されていると思いますので、農業委員さんの方から解消に協力してほしいとお伝えいただければと思います。難しい場合は、市の方に状況をご報告いただければ、市からお手紙や通知を送ることができます。

(委員)

市の方でバックアップをしてくれるというのであれば、地主も分かっているので協力できますが、言った後に何かあっても困るので、まずは市が事業者等に依頼して草を刈ってもらうことが可能かどうか、最終的にそのようなお考えがあるのか教えてください。

(事務局)

市の方で土地の草刈りをするにはできないので、お手紙等で通知することが限界なのですが、市からの通知と地域とで協力していただければと思います。

(委員)

市の方から指導が入る可能性があります、ということを地主にお話しても大丈夫ということですね。

(事務局)

このようなお話をされた所については、情報提供いただければ、市の方から通知を出すことができます。

(委員)

どこの地域もそのような状況なので、市全体で考えていかないと、遊休農地が増えていく一方だと思います。

(事務局)

地域によっては農業委員さんからご意見をいただいた所もあるので、なるべく情報を共有してやっていければと思います。よろしく願いいたします。

(委員)

実際に昨年、市からの指導をお願いしました。最初は効果がないと思ったのですが、現地の写真を同封したお手紙を出していただいたところ、かなりの方が草刈りをしていただいて驚きました。非常に効果がありました。こちらで遊休農地のリストを挙げて、市にお渡ししたものです。

(議長)

遊休農地については、できる限り農業委員の皆様と市の方が一体となり、少しでも減るようにはしていければと思います。特に業者さんに渡った農地が非常に大変なことになっている所もあります。農地パトロール等で地域の皆様で地域を守り、地域の将来を作り上げていくということをお願いしたいと思います。

今後とも市と力を合わせてより良い方向へ進んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第7号につきまして、意見なしに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第7号につきましては、意見なし、といたします。

次に、議案書26ページ以降の報告1から報告3につきまして、事務局より朗読をいたします。

(事務局) — 報告1から報告3、議案書朗読 —

(議長)

ただ今、朗読いたしました、報告1から報告3につきまして、質問などがありましたら、挙手をお願いいたします。

(委員)

法令が変わり、相続が3年以内に終了しない場合は、罰則ができたと思います。それに対して、農業委員会の届出にも罰則はあると聞いたことがあるのですが、実際にはどうなのですか。

(事務局)

実際に、罰則が適用されたことは私が知る限りありません。相続されたら速やかに届出を出してください、というご案内をさせていただくものになります。

(委員)

相続の手続きが何年かかってもよいのでしょうか。

(事務局)

基本的には、登記が3年以内なので、それに合わせて農業委員会にも届出をしてもらうよう、年1回の年末の調査の際にチラシを同封し、周知させていただいております。

農地法として罰則があるかどうか調べられておらず、申し訳ございません。

(議長)

他に何かございますか。

(委員)

議案書が届いて担当の土地を調べる際に、公図の縮小版などをもらえないでしょうか。言葉で説明するより、図面を広げた方が説明しやすいし、実際に議案書に地番で書いてあっても地図を見なければ分かりません。

(事務局)

農地パトロールと同じような地図であれば、お渡しすることができますので、必要であれば事務局の方へお声がけください。

(委員)

農地パトロールの地図は拡大をしていないので、地番が入っていないものもあります。

(事務局)

1枚に印刷する都合で小さくなってしまいますが、この範囲だけほしいということであれば、拡大してお渡しできるかもしれないので、ご相談いただければと思います。

(委員)

農地パトロールの際のタブレットはいつ頃配布されるのでしょうか。

(事務局)

最終的には皆様にタブレットを配布して、パトロールや現地調査ができるように準備しているのですが、現在は、蓮田市の農業委員会には3台しかありません。

(委員)

全員に配布されるのでしょうか。

(事務局)

全員に配布できるかについては、予算の関係もあります。

(委員)

それば、蓮田市の予算で用意しなければならないのですか。

(事務局)

基本的にはそうです。何台かを皆さんで使っている他の農業委員会もあるようですし、1人1台配っている農業委員会もあるようです。

タブレットを使用できたとしても、市の3台を交代で使っていただくことになるかと思います。ネットでタブレットを利用するにあたっては、国のシステムに農地台帳システムを移行するという作業が必要になり、そのための予算を付けていただいたところです。

今年度、この作業に取り掛かるため、実際にタブレットを使っていたけるのは来年度以降になってしまうかもしれないのですが、それに向けて動き始めたところです。運用までもうしばらくお待ちください。

(議長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

特に質問等が無いようですので、報告事項は終わらせていただきます。
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。

(議 長)

委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。
それでは、事務局の方から「その他」として何かありましたら、お願いします。

— 事務局からの連絡・報告事項 —

(事務局)

それでは、閉会の言葉を吉岡副会長よりいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

(副会長) — 副会長挨拶 —